

各市町の優遇措置

兵庫県内の各市町においても、企業誘致条例により独自に、税の軽減や各種奨励金・補助金などの優遇制度を制定しています。

産業団地所在市町独自の優遇措置

産業団地名	所在市町	優遇制度	内容	適用期間
神戸空港島、ポートアイランド(第2期)、神戸テクノ・ロジスティックパーク、神戸サイエンスパーク	神戸市	不均一課税	固定資産税・都市計画税1/2を軽減、事業所税1/2を軽減 ※戦略産業の場合は上乗せあり	5年間 (大規模特例:10年間)
ポートアイランド(第2期)	神戸市	企業拠点移転補助	東京23区以外(市内除く)→市内規制都市区域:建物取得費の4%以内	
フェニックス事業用地	尼崎市	企業投資活動奨励金 従業員市内居住奨励金	固定資産税(家屋、償却資産)、都市計画税(家屋)相当額(1年分) 最大10万円×市内に転入した従業員数	
北摂三田第二テクノパーク	三田市	課税免除 水道料金の助成	固定資産税、都市計画税(土地、家屋、償却資産) 年間水道使用量5万m ³ を超える分の水道料金を助成(年間上限額2,000万円)	5年間 20年間
ニュー三田インダストリアルパーク	三田市	課税免除 水道料金の助成	固定資産税、都市計画税(土地、家屋、償却資産) 年間水道使用量5万m ³ を超える分の水道料金を助成(年間上限額2,000万円)	3年間 20年間
猪名川町産業拠点地区	猪名川町	雇用奨励金 転入促進奨励金 転入奨励金	町内在住新規常用従業員×10万円(1年以上継続雇用、各年度1,000万円限度) 町内に転入した常用従業員×10万円(1年以上町内在住) 町内に転入した常用従業員本人に対し、町内に住居を購入した場合50万円、町内賃貸住居に居住した場合10万円(同一人につき1回限り、1戸の住居につき1人限り)	3年度間 3年度間 3年度間
ひょうご小野産業団地	小野市	不均一課税 課税免除	本社機能立地等に対して固定資産税額を1/10に軽減 固定資産税(土地、家屋、構築物)相当額	3年度間 3年度間
加西インター産業団地	加西市	産業振興促進奨励金	固定資産税(土地、家屋、償却資産)相当額 年間水道使用量2千m ³ を超えた水量に係る水道料金相当額の1/2の額	5年度間 10年度間
赤穂産業団地	赤穂市	不均一課税 工場設置奨励金 雇用奨励金	東京23区からの本社機能立地に対して固定資産税を段階的に軽減 固定資産税相当額(3年度間の合計額5億円限度) 20万円×新規常用従業員数	3年度間 3年度間 2年度間
播磨科学公園都市	たつの市	課税免除、工場設置特別奨励金 工場設置奨励金 工場緑化奨励金 雇用奨励金 用地取得奨励金 建物機械設備奨励金	固定資産税を課税免除。また課税免除額のうち、条例で定められた額を特別奨励金とする 固定資産税相当額 4,000円/10m ² ×工場新設時の緑化面積×2/3(1回限り300万円限度) 市内に住所を有する新規常用従業員数×30万円(同一人につき1回限り、1年以上継続雇用が必要) 用地取得額の60/100相当額以内(5,000万円限度、5年分割) 建物取得額及び機械設備の償却資産取得額の合計の10/100相当額以内(3,000万円限度、5年分割)	3年度間 3年度間(新設、移設) 2年度間(増設) 3年度間
	上郡町	不均一課税、特定業務施設設置奨励金 課税免除、工場設置特別奨励金 新規成長事業用設置奨励金 工場緑地奨励金 雇用奨励金 不均一課税	本社機能立地等に対して固定資産税を段階的に軽減。この不均一課税を受けたものに対する減収補てん額を奨励金とする 固定資産税を課税免除。また課税免除額のうち、条例で定められた額を特別奨励金とする 固定資産税相当額 4,000円/10m ² ×工場新設時の緑化面積×2/3(1回限り300万円限度) 町内に住所を有する新規常用従業員数×30万円(同一人につき1回限り、1年以上継続雇用が必要) 本社機能立地等に対して固定資産税を段階的に軽減	3年度間 3年度間 3年度間(新設、移設) 2年度間(増設) 3年度間 3年度間 3年度間
山東工業団地	朝来市	課税免除 企業立地奨励金 固定資産税奨励金 雇用促進奨励金	固定資産税相当額 投下固定資産総額の5%(限度額3,000万円)を奨励 固定資産税相当額の2分の1 市内に住所を有する新規雇用者×40万円 市外に住所を有する新規雇用者×20万円(市内・市外合わせ上限40人まで)	3年度間 初年度 6年間 6年間
篠山中央地区	丹波篠山市	課税免除 工場等施設整備奨励金 雇用促進奨励金 不均一課税	固定資産税 固定資産税相当額 市内在住新規雇用従業員×10万円(500万円を限度) 本社機能立地等に対して固定資産税を段階的に軽減	3年度間 最長7年度間 1回限り 3年度間
山南工業団地	丹波市	課税免除 企業誘致促進補助金 雇用奨励金	固定資産税 ・用地取得補助 用地取得価格の20%(限度額5,000万円) ・建設費補助 建物・設備費用の5%(限度額5,000万円) ・緑化推進補助 緑化経費の30%(限度額500万円) ・浄化槽・下水道補助 浄化槽設置費用の20%あるいは下水道加入分担金の50%(限度額1,000万円) ・上水道補助 上水道加入分担金の50% ・市内新規常時雇用者1人あたり50万円 ・非正規雇用者を常時雇用者に転換 1人あたり50万円(限度額:併せて2,000万円、各1回限り)	3年度間

淡路津名地区 産業用地 (生穂・佐野地区)	淡路市	立地奨励金	固定資産税相当額を上限とする	3年～7年以内(要件による)
		雇用奨励金	市内在住新規常用従業員×10万円(同一人につき1回限り、1年以上継続雇用、総額1,000万円限度)	
		明石海峡大橋通行料及び 大鳴門橋通行料並びに水道 使用料に対する助成金	法人市民税相当額を上限とする	3年～5年以内 (要件による)
		下水道使用料に対する助成金	1㎡につき50円を乗じた額(年間500万円を限度とする)	30年以内(要件による)
南あわじ市企業団地	南あわじ市	課税免除	固定資産税	5年間
		雇用奨励金	市内在住新規常用従業員×10万円(新規雇用初年度に限る 総額1,000万円限度) 特例:30人以上3,000万円	3年以内 (特例については 2年以内)
		土地取得奨励金	土地売買代金の2%に相当する額(市内在住新規常用従業員10人以上50人未満+1%、50人以上+4%)	3年以内

※各々、投下固定資産総額、雇用者数、立地形態(新設、増設、移設)業種等による要件が設定されています。

地域再生法に基づく地方拠点強化税制

安定した良質な雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すことを目指し、地方活力向上地域において本社機能を有する施設を整備する事業を地域再生計画に位置付け、当該事業に関する計画について都道府県知事の認定を受けた事業者に対し、課税の特例等の優遇措置を講ずるもの。

1 対象地域(地方活力向上地域等)

地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域を地方公共団体において設定

- ア 移転型事業 東京23区にある本社機能を地方活力向上地域または準地方活力向上地域に移転する事業
- イ 拡充型事業 地方活力向上地域で本社機能を拡充する事業

2 支援策の概要

		拡充型	移転型
オフィス 減 税	内容	特別償却 15 % 又は 税額控除 4 %	特別償却 25 % 又は 税額控除 7 %
	要件	建物、附属設備、構築物の取得価格が次の規模以上 大 企 業：2,000 万円以上 中小企業：1,000 万円以上	
雇 用 促進税制	内容	①増加雇用者1人当たり最大30万円を税額控除	①増加雇用者1人当たり最大90万円を税額控除 ②①のうち40万円分は、雇用を維持していれば最大3年間継続

3 支援対象となる本社機能

「調査・企画部門」、「情報処理部門」、「研究開発部門」、「国際事業部門」、「その他管理業務部門」のいずれかを有する事務所又は研究所若しくは研修所であって重要な役割を担う事業所をいう。工場(下記を除く)及び当該地域を管轄する営業所等は含まない。

	部 門	具体例	詳細説明
事務所	調 査・ 企画部門	企画部門、調査部門、経営戦略部門等	事業・商品等の企画・立案や市場調査を行っている部門
	情 報 処理部門	電算処理部門、システム部門 等	自社のためのシステム開発・プログラム作成等を専門的に 行っている部門(商業に関するものは×)
	研 究 開発部門	製品開発部門、技術開発部門 等	基礎研究、応用研究、開発研究を行っている部門 (研究所の統括業務も含む)
	国 際 事業部門	貿易部門、海外事業部門 等	輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括業務を 行っている業務
	その他 管理業務部門	総務部門、法務部門、人事部門、 監査部門、施設管理部門 等	総務・経理・人事等の管理業務を行っている部門
研究所			事業者による研究開発において重要な役割を担うものに限る。
研修所			事業者による人材育成において重要な役割を担うものに限る。
工 場	研究開発施設		